

大和市告示第53号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月15日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、事業者が行う放課後児童健全育成事業に対し」を削り、「等において」を「等における」に、「その経費の一部について」を「事業者が行う放課後児童健全育成事業のうち、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年11月7日次育第542号神奈川県知事通知「平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について」別添。以下「県要綱」という。）別表に定めるものに対し」に、「規則」を「補助金規則」に改める。

第3条第1項中「もの」の次に「（以下「放課後児童健全育成事業」という。）」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費とする。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 1 支援の単位当たりの年間の補助金の額は、補助対象経費の実支出額、別表第1に掲げる事業費の区分に応じ、それぞれ同表補助基準額の欄に定める額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち、最も低い額とする。

第5条中「前条第1項」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当該年度の算定対象児童の人数は、当該年度の5月1日現在において支援の単位を構成する算定対象児童の人数とする。ただし、5月2日以降に補助事業を開始した場合は、当該事業開始日において支援の単位を構成する算定対象児童の人数とする。

第6条中「補助金の交付を受けようとする事業者は、規則」を「申請者は、補助金規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 申請者は、前項の規定による申請（以下この項において「申請」という。）をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費

税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。）（以下単に「仕入控除税額」という。）を減額して申請をするとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第7条を次のように改める。

（交付条件）

第7条 補助金規則第6条第2項の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により当該補助事業を所管する大臣が別に定める期間（第11条において「処分制限期間」という。）を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

第8条中「1月分」を「1か月分」に改める。

第9条中「規則」を「補助金規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第6条第2項の規定は、前項の書類を提出する場合（仕入控除税額が明らかな場合に限る。）について準用する。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の後に、速やかに仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての書類を整備し、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用が増加した機械、器具その他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分の完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

附則第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	対象経費	補助基準額
1 放課後児童健全育成事業費	放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費（飲食物費及び2の項から4の項までに定める対象経費を除く。）	県要綱別表放課後児童健全育成事業（別添5）、放課後児童健全育成事業（特定分）の項3基準額の欄第1項①第1号ア、イ及びエに基づき算定した額
2 障がい児受入推進事業費	県要綱別表放課後児童健全育成事業（別添5）、放課後児童健全育成事業（特定分）の項3基準額の欄第3項第1号に掲げる障害児受入推進事業の実施に必要な経費	左の対象経費を基に県要綱別表に基づき算定される基準額
3 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費	県要綱別表放課後児童健全育成事業（別添5）、放課後児童健全育成事業（その他分）の項3基準額の欄第1項に規定する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（県要綱別表に規定する対象経費に限る。）	左の対象経費を基に県要綱別表に基づき算定される基準額
4 放課後児童支援員等処遇改善事業費	県要綱別表放課後児童健全育成事業（別添5）、放課後児童健全育成事業（その他分）の項3基準額の欄第2項に規定する放課後児童支援員等処遇改善事業の実施に必要な経費	左の対象経費を基に県要綱別表に基づき算定される基準額

別表第2中「第10条」を「第12条」に改め、同表に次のように加える。

第4号様式	消費税仕入控除税額報告書	第10条
-------	--------------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条及び別表第1、4の項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によってした申請、決定その他の行為は、新要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 旧要綱附則第3項の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。